

パートナーシップ宣誓証明制度 広域自治体間連携のお知らせ

～連携自治体間の転居に伴う手続きが簡素化されます～

大阪府では、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を令和2年1月から実施し、令和4年9月以降は、他の制度実施自治体と連携しています。

このたび、さらに連携自治体の範囲を拡大することとなりましたのでお知らせします。

連携開始日

令和6年11月1日（金）

連携自治体

169 自治体（19府県、150市町）

■ 県及び一部の市町と連携
■ 一部の市町と連携



宣誓書受領証の返還手続や
転入した自治体で再度の宣誓、
独身証明書等の提出が不要になるで！



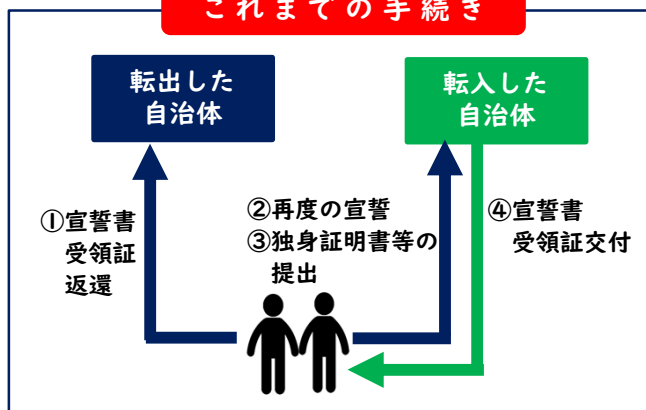
©2014 大阪府もずやん



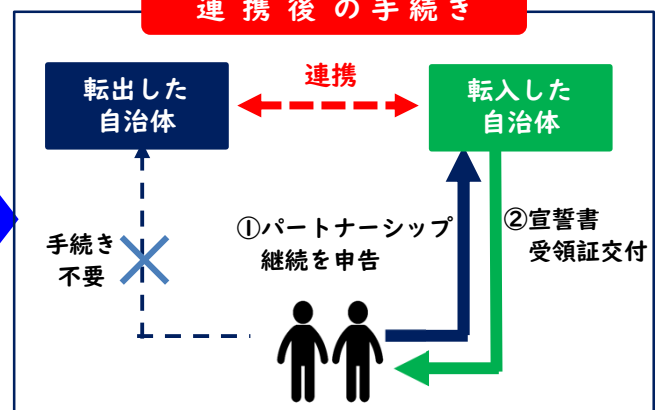
※連携自治体一覧など詳しくは大阪府ホームページをご確認ください。→→→

※大阪府では、制度を実施していない府内自治体に居住している当事者を対象としています

これまでの手続き



連携後の手続き



手続きの詳細については、転入した自治体へお問い合わせください。

【府内連携自治体へのお問合せ先】

自治体	担当部署	電話番号
大阪府	人権局 人権企画課 教育・啓発グループ	06-6210-9281
大阪市	人権啓発・相談センター	06-6532-7631
堺市	市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課	072-228-7159
池田市	市民活動部 人権・文化国際課	072-754-6231
吹田市	市民部 人権政策室	06-6384-1513
貝塚市	市民生活部 人権政策課	072-433-7160
枚方市	市長公室 人権政策室	072-841-1424
茨木市	市民文化部 人権・男女共生課	072-620-1640
富田林市	市民人権部 人権・市民協働課	0721-25-1000
泉佐野市	市民協働部人権推進課	072-463-1212
松原市	市民協働部 人権交流室 人権交流センター	072-332-5705
大東市	市民生活部 人権室	072-800-3255

※連携している大阪府外の自治体に転出される場合は、
大阪府ホームページより連絡先をご確認の上、各自治体へお問合せください。



連携自治体のお問合せ先
(大阪府ホームページ)

大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

大阪府では、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を令和元年10月に施行し、性の多様性に関する理解の増進に向けた取組を進めています。

この取組の一環として、お互いを人生のパートナーとする宣誓を行った事実を大阪府として証明することにより、性的マイノリティ当事者が社会において自分らしく生きることを支援することを目的として、令和2年1月からパートナーシップ宣誓証明制度を開始しました。

▶ 大阪府への手続きについては、大阪府ホームページをご確認ください。

大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

